

## 審査委員会の設置

審査証明は、BCJ内に設置する学識者・実務者などで構成された以下の4つの審査委員会及び同審査委員会の下に依頼技術に応じた専門委員会を設置し、技術審査を行います。依頼技術の担当審査委員会、スケジュールなどは事務局へお問い合わせください。

### 建築技術（各種技術）審査委員会

防水工法／防食技術／外壁補修技術／排水管更生技術／その他の技術

依頼技術毎に  
**専門委員会**  
を設置し審査

### 建築技術（アスベスト除去工法等）審査委員会

アスベスト粉じん飛散防止処理技術

依頼技術毎に  
**専門委員会**  
を設置し審査

### 建築技術（地盤改良・基礎関連工法等）審査委員会

地盤改良工法／杭頭接合技術／場所打ち杭関連技術

依頼技術毎に  
**専門委員会**  
を設置し審査

### 建築技術（耐震改修工法等）審査委員会

耐震改修工法

依頼技術毎に  
**専門委員会**  
を設置し審査

## 申込みの手引き

○ご依頼にあたっては、「建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領」を参考に資料を作成ください。申込みの様式などは、BCJのホームページからダウンロードできます。

[https://www.bcj.or.jp/c12\\_rating/bizunit/exam/](https://www.bcj.or.jp/c12_rating/bizunit/exam/)

○審査証明の実績の多い以下の技術については、申込要領を補足する「申込みの手引き」を用意しています。対象技術の開発目標、審査の方法などの参考としてください。

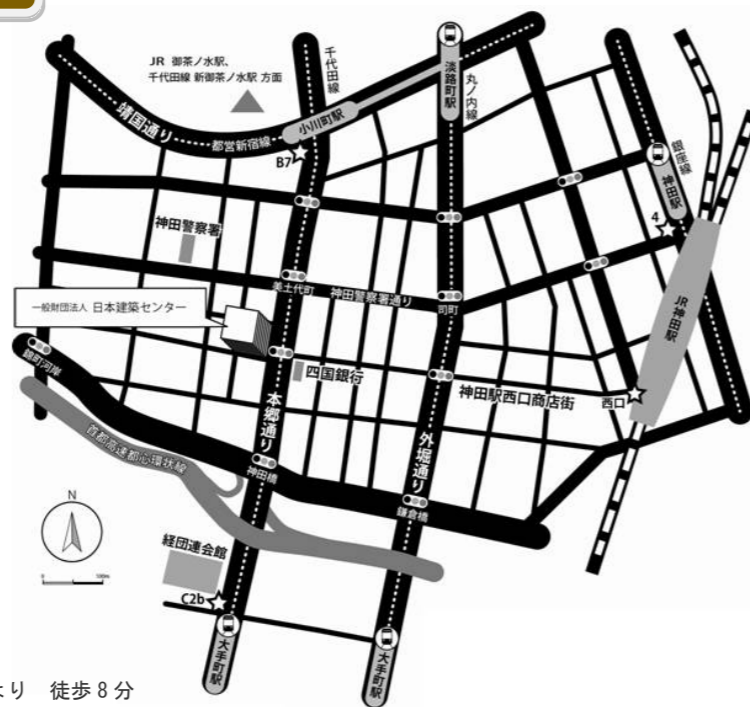
- ◇「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」申込みの手引き
- ◇「セメント系固化材を用いた深層混合処理工法」申込みの手引き
- ◇「セメント系固化材を用いたブロック状混合処理工法」申込みの手引き
- ◇「防食技術（金属表面処理技術）」申込みの手引き

## お問い合わせ

審査証明に関するお問い合わせ・ご依頼は、下記まで お気軽にご連絡ください。

一般財団法人 日本建築センター  
認証部 認証課

〒101-8986  
東京都千代田区神田錦町 1-9  
東京天理ビル 3F  
TEL：03-5283-0468  
FAX：03-5281-2824  
e-mail：ninsyo@bcj.or.jp  
インターネットホームページアドレス  
<https://www.bcj.or.jp/>



- ・神田駅（JR）西口、（地下鉄銀座線）4番出口より 徒歩8分
- ・大手町駅（地下鉄千代田線、丸ノ内線、半蔵門線、東西線、都営三田線）C2b出口より 徒歩8分
- ・淡路町駅/小川町駅（地下鉄丸ノ内線/都営新宿線）B7出口より 徒歩8分



本審査章は、優れた工人で古代最大の発明家ダイダロスの像と中国最古の「技」の文字からなり、西洋の技術と東洋の技術の融和的位置に新しい建設技術が多く見出されること、さらにこれらの技術と建設技術審査証明事業が太陽のように光り輝くものでありたいという願いを込めて、作成されたものです。

## 一建設技術審査証明事業（建築技術）一

# 審査証明事業 のご案内

## 審査証明の特徴

一般財団法人日本建築センター（BCJ）は、「建設技術審査証明協議会」の会員として、建設技術審査証明事業（建築技術）を実施しています。

審査証明事業とは、民間で開発された新しい建設技術の活用促進に寄与することを目的とし、ご依頼された新技術に関して「技術審査」、「証明」、「普及活動」を行うものです。

BCJの審査証明事業は、次のようなお客様のニーズへお応えいたします。

- ・同種の技術に対する有意な点を評価してほしい。
- ・開発した新技術を客観的な観点から評価してほしい。
- ・開発した新技術を広く普及させたい。

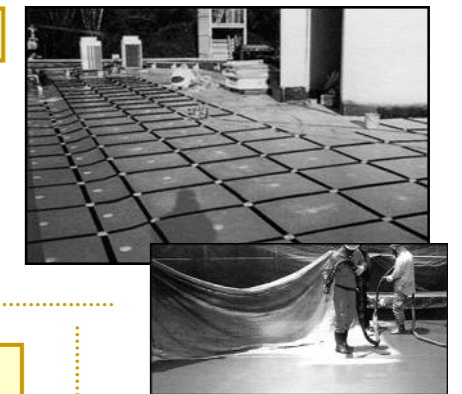
## 審査証明取得技術の例

BCJの審査証明事業は、多種多様な建築技術に対応しています。



### 防水工法

新築又は既存建築物の屋根などに用いる防水工法（写真は、断熱材を有する防水下地に樹脂を吹き付ける断熱防水工法）



### 耐震改修工法

既存建築物の耐震性を向上する補強工法

### 外壁補修技術

経年劣化した既存建築物の外壁仕上げ材を保護被覆して外壁の落下を防止する補修技術

### 防食技術 （金属表面処理技術）

特殊な処理液を用いた建築物（釘、ボルト、座金など）の表面処理技術



### アスベスト粉じん飛散防止 処理技術

建築物に施工されたアスベスト含有建材をアスベストの粉じんによる汚染防止に十分に配慮しながら安全に除去する技術



### 地盤改良工法など

セメント系固化材を地盤中に注入しながら原土と攪拌混合し、改良体を築造する工法（写真：深層混合処理工法）

## 審査証明の方法

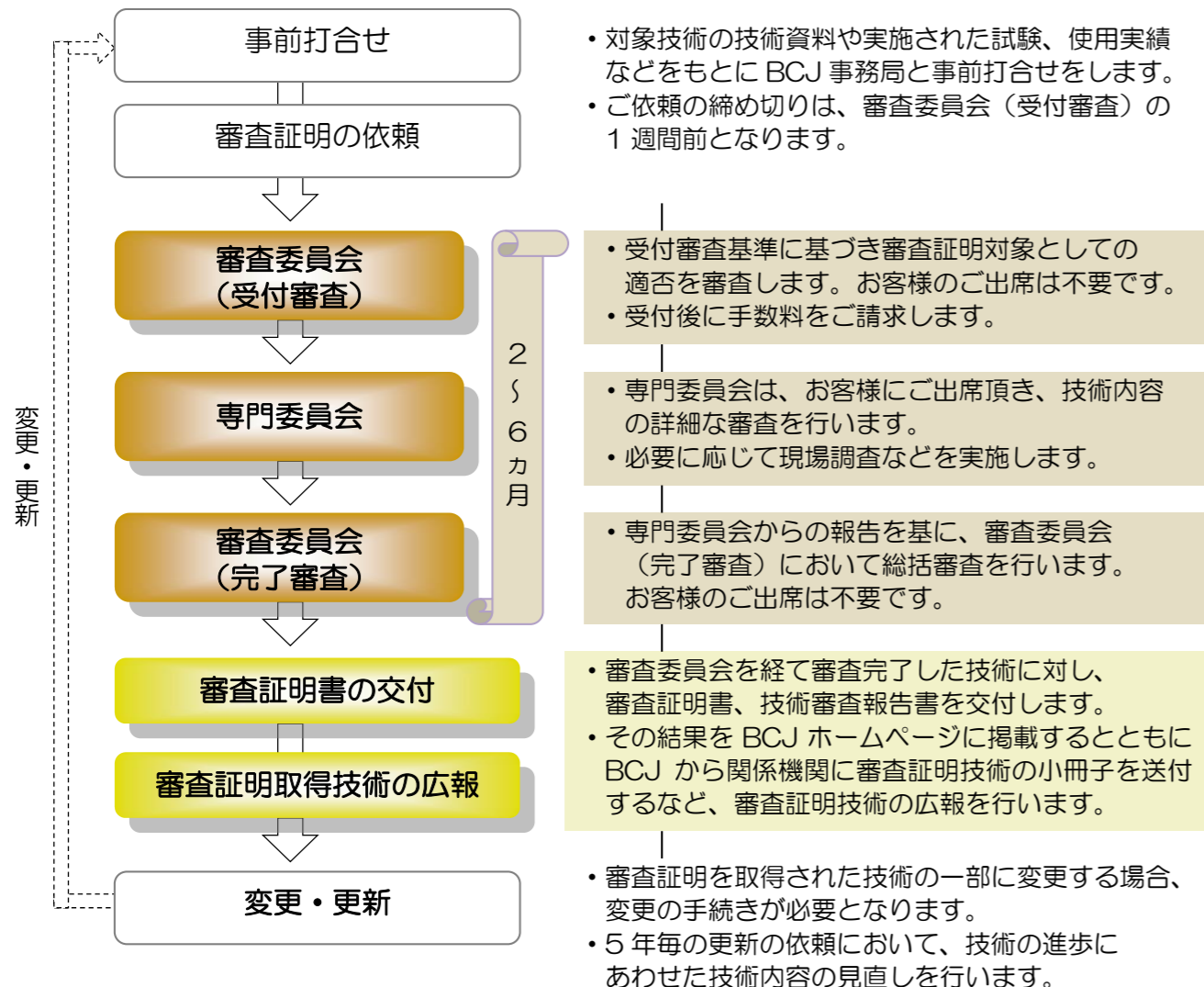
### 開発目標と審査の方法

- 審査証明をご依頼いただく技術は、すでに実用化されており使用実績（又は性能試験）を有すること、施工体制などが確立していることなどが前提となります。
- 審査証明における技術審査は、新技術の特徴や優位性に関する「開発目標」を掲げて頂くとともに、その開発目標に達成したことを確認するために行われた検討内容・試験結果などを示して頂き、これをもって審査委員会において技術的妥当性の審査を行います。
- 審査証明における「開発目標」は、審査の直接的な対象項目を示すものであり、また、要求される技術的な水準を示すものです。このため、「開発目標」の設定にあたっては、その対象項目が適切であり、かつ定量的に示された内容を掲げて頂く必要があります。

### 現場調査

- 技術審査は、原則として書類審査により実施しますが、対象技術の内容によっては、施工試験、性能確認試験、工場調査などの現場調査を必要に応じて実施する場合があります。
- 現場調査などの実施の可否や、実施する場合の実施内容などの判断は、専門委員会における審査がある程度進んだ時点で、専門委員会が判断します。

## 手続きの流れ



## 審査証明手数料

○基本的な審査証明手数料は、下表の通りです。

ご依頼の種類	開発目標数	基本手数料（税別）
新規の審査証明	2以下	2,300,000 円
	3以上5以下	2,700,000 円
	6以上	3,100,000 円
審査証明の変更	2以下	1,300,000 円
	3以上5以下	1,500,000 円
	6以上	1,700,000 円
軽微な変更	—	100,000 円
更新	—	600,000 円

○2社、3社など複数社連名の場合、ご依頼の種類に応じた手数料の計算方法は以下のとおりです。

ご依頼の種類	手数料の計算方法
新規の審査証明	以下を合計した額
審査証明の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1社は基本手数料の額</li> <li>・2社目以降、1社あたり基本手数料の半額</li> </ul>
軽微な変更	基本手数料の額
更新	以下を合計した額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1社は基本手数料の額</li> <li>・2社目以降、1社あたり基本手数料の4分の1の額</li> </ul>

○専門委員会の開催数が、新規の場合6回目以降、変更の場合4回以降、更新の場合2回以降となった場合、それぞれ1開催あたり手数料の加算請求が発生いたします。

○遠隔地（東京駅から50km超）において現場調査などを行う場合、委員の旅費・宿泊費などの実費を別途ご負担いただきます。

## 審査証明取得技術の広報

### 小冊子の作成と配布など

- 審査証明の審査が終了しましたら、技術内容を一般に広く広報し、建設事業にその活用を図ることを目的として、審査証明の内容及び技術資料をまとめた「小冊子」を作成し、関係機関に配布します。
  - ・配布先は、国土交通省 本省及び地方整備局、都道府県、建設技術審査証明協議会の会員となります。
  - ・小冊子5部をお客様にお渡しします。お客様が希望する印刷部数を追加することも可能です。

○毎年開催している新技術展示会（主催：建設技術審査証明協議会）への参加が可能です。

### 審査証明書の使用

- 審査証明を取得したお客様は、当該技術の宣伝・広報などに「審査証明書」を使用することができます。
  - 「審査章」のみを単独で使用することはできませんので、審査証明書と一体でご使用ください。
- 審査証明の有効期限は、審査証明取得日から5年となります。5年を超えてご使用頂く場合は、更新の依頼・審査が必要となります。